

寄附金・特別会費・賛助会費の税額優遇措置について

知立市社会福祉協議会は、『特定公益増進法人（社会福祉法人）』であり、知立市社会福祉協議会への寄附金・特別会費・賛助会費は、税制上の優遇措置があります。

また、知立市社会福祉協議会は、平成27年6月25日から平成32年6月24日までの5年間、知立市から『税額控除対象法人』として証明を受けました。

1. 個人の場合

(1) 所得税

確定申告の際に、『税額控除』または『所得控除』の内、いずれか有利な方を選択することができます。

『税額控除』を選択し、確定申告する際は、『税額控除にかかる証明書(写)』の添付が必要となります。

① 税額控除：以下の計算式により算出された金額が所得税額から控除

$$\text{税額控除額} = (\text{年間寄附金合計額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$$

※ 年間寄附金合計額は、年間所得額の40%が限度

※ 税額控除額は、所得税額の25%が限度

② 所得控除：以下の計算式により算出された金額が年間所得額から控除

$$\text{所得控除額} = \text{年間寄附金合計額} - 2,000 \text{円}$$

※ 年間寄附金合計額は、年間所得額の40%が限度

(2) 住民税

確定申告により、愛知県にお住まいの方は、県民税の税額控除が、知立市にお住まいの方は、市民税の税額控除が受けることができます。

その他の自治体にお住まいの方は、それぞれの市町村へお問い合わせください。

① 県民税

$$\text{税額控除額} = (\text{年間寄附金合計額} - 2,000 \text{円}) \times 4\%$$

※ 年間寄附金合計額は、年間所得額の30%が限度

② 市民税

$$\text{税額控除額} = (\text{年間寄附金合計額} - 2,000 \text{円}) \times 6\%$$

※ 年間寄附金合計額は、年間所得額の30%が限度

2. 法人の場合

(1) 法人税

『特定公益増進法人(社会福祉法人)』である知立市社会福祉協議会へのご寄附は、一般寄附金損金算入限度額に加えて、これとは別枠で損金の額に算入することができます。

① 一般の寄附金の損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 2.5 \times 1,000 + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4})$$

② 特定公益増進法人への寄附金の損金算入額(次のいずれか少ない金額)

1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

2) 特別損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 3.75 \times 1,000 + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2})$$

※ 特定公益増進法人への寄附金の内、損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

なお、詳細については、所得税・法人税の控除については税務署に、県民税については愛知県に、住民税については市区町村に、直接、お問い合わせください。

また、国税庁ホームページ(ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>パンフレット「暮らしの税情報」(平成27年度版)>寄附金を支出したとき)もご参照ください。